令和７年４月

松山市下水道用マンホール鉄蓋認定基準及び認定申請提出要領

１　目的

松山市公営企業局（以下、甲）の下水道事業等にて使用する、鉄蓋業者（以下、乙）が作製する下水道用マンホール鉄蓋の甲への納入を認定する場合の基準として、本要領を規定する。

２　認定までの流れ

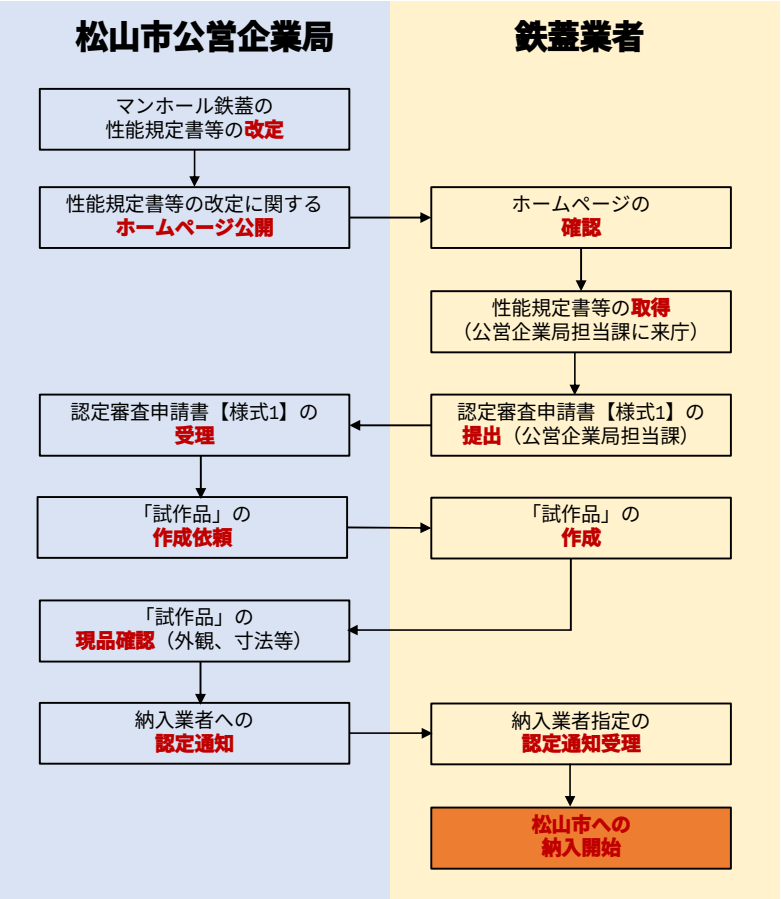

図１　認定までの流れ

３　認定基準

(1) 認定は、製造工場と以下製品名ごとに申請すること。

① 汚水雨水用丸型　φ600 ㎜丸座受枠　T-25
② 汚水雨水用丸型　φ600 ㎜丸座受枠　T-25（次世代型）
③ 汚水雨水用丸型　φ600 ㎜丸座受枠　T-14
④ 汚水雨水用丸型　φ600 ㎜丸座受枠　T-14（次世代型）
⑤ 汚水雨水用丸型　φ600 ㎜丸座受枠　T-14（樹脂入りカラー鉄蓋）
⑥ 汚水雨水用丸型　φ600 ㎜角座受枠　T-25

⑦　汚水雨水用丸型　φ600㎜角座受枠　T-14

⑧　汚水雨水用丸型　φ600㎜角座受枠　T-14（樹脂入りカラー鉄蓋）

（2）（社）日本下水道協会の認定工場で製作されたものであること。

（3）「松山市下水道用マンホール鉄蓋の認定審査申請書【様式 1】」を提出し、その内容が適正と認められること。

（4）②、④は、「性能規定書（令和７年４月）」、「検査要領書（令和７年４月）」に要求される性能を満たすこと。それ以外は、「松山市型下水道用マンホール蓋・枠（平成25年８月）」の仕様を満たすこと。

（5）前項に規定する仕様書等を取得する場合は、松山市公営企業局の担当課まで来庁し取りに来ること。

4　現品確認

（1）【様式 1】の提出が確認された後、甲から乙へ「試作品」の作成を依頼する。

（2）試作品の完成後、甲立会のもと、本試作品の「現品確認」（蓋表面の市章等の鋳出しや外観の確認、必要に応じて寸法確認）を行う。

5　認定の新規申請、更新

（1）新たに申請を受けようとする場合、本要領に基づき申請すること。

（2）松山市が作成する性能規定書、仕様書等に変更があった場合は、新たに【様式 1】を提出し、認定の更新をすること。

6　認定の取り消し

認定した製品（鉄蓋業者）にて、下記の事項が生じたときは、松山市の認定を取り消すものとする。

（1）（社）日本下水道協会の工場認定が取り消された場合

（2）承認申請の内容が履行されなかった場合

（3）不正や反社会的な事実が認められた場合

（4）自ら廃業又は認定の取り消しを申し出た場合

7　その他

（1）納入業者の指定後であっても、甲が検査の必要があると認めたときは、納入した製品の中から適宜抜き取り検査を行うことができる。

（2）本要領に基づき実施する必要な手続きに要する費用は、乙の負担とする。